

社会保険ひろしま

第887号

- 【ご案内】短時間労働者を雇用する事業主の皆さま
- 【ご案内】専門家活用支援事業が利用できます
- 【ご案内】育児休業等期間中における社会保険料の免除要件が改正されます
- 年金だより
- 無料 健康づくり講座のご案内
- 生活習慣病予防検診を利用されていない事業主の皆様へ
- 9割以上の方が郵送でお手続きをしています！
- 被扶養者資格の再確認にご協力ありがとうございました



職場内で回覧して下さい

広島県の状況

令和4年5月末

		厚生年金	健康保険
適用事業所数		58,381	57,806
船舶所有者数		260	344
被保険者数	男性	510,410人	387,653人
	女性	327,330人	270,991人
	船員	2,985人	3,277人

日本年金機構からのお知らせ

ご案内 短時間労働者を雇用する事業主の皆さま

令和4年10月からの適用拡大にともない、①特定適用事業所の規模要件の変更（厚生年金被保険者数500人超から100人超）、②1年以上継続使用要件の廃止が行われます。

	これまで	令和4年10月以降
特定適用事業所等に勤務する短時間労働者は、次の要件を全て満たす場合に健康保険・厚生年金保険に適用されます	<ul style="list-style-type: none"> ・週労働時間20時間以上 ・月額賃金8.8万円以上 ・学生でない ・勤務期間1年以上見込み 	<ul style="list-style-type: none"> ・週労働時間20時間以上 ・月額賃金8.8万円以上 ・学生でない ・廃止（2カ月要件の適用※）

※2カ月要件について

健康保険・厚生年金保険の被保険者資格については、これまで「2カ月以内の期間を定めて雇用される方」を適用除外としていましたが、制度改正により、令和4年10月からは「2カ月以内の期間を定めて使用され、当該定めた期間を超えて使用されることが見込まれない方」が適用除外になります。これにより、雇用契約の期間が2カ月未満であっても、実態として当該雇用契約の期間を超えて使用されることが見込まれる場合には、最初の雇用期間を含めて当初から健康保険・厚生年金保険の適用対象となります。

具体的には、以下のような場合には、健康保険・厚生年金保険に適用されます。

- ・就業規則や雇用契約書などに「雇用契約が更新される旨」または「雇用契約が更新される場合がある旨」が明示されている場合
- ・同一の事業所において、同様の雇用契約に基づき雇用されている方が2カ月を超えて雇用された実績がある場合

(注) ただし、労使双方により2カ月を超えて雇用しないことについて合意しているときは、定めた期間を超えて使用されることが見込まれないこととして取り扱います。

ご案内 専門家活用支援事業が利用できます

令和4年10月からの短時間労働者の適用拡大等にかかる制度改正により、健康保険・厚生年金保険の適用対象となる従業員がいる適用事業所では、制度改正の内容や健康保険・厚生年金保険加入のメリットについて従業員の方に説明していただき、ご理解いただくことがとても大切となります。日本年金機構では、新たに短時間労働者の適用拡大の対象となる事業所で従業員の方に説明会を行う場合などに、社会保険労務士等の専門家を無償で派遣する専門家活用支援事業を実施していますので、ぜひご利用ください。

※ご利用には事前の申し込みが必要ですので、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

〈専門家活用支援事業を利用できる主なケース〉

- ・事業主（事務担当者）に対する制度説明
- ・自社の従業員に対する説明会
- ・自社の従業員に対する年金相談（健康保険・厚生年金保険の相談を含む）

令和3年の健康保険法等の改正にともない、令和4年10月から、育児休業等期間中の保険料の免除要件が変更されます。主な変更点は次のとおりです。

	これまで	令和4年10月以降
毎月の報酬にかかる保険料の免除	「育児休業等を始めた日」と「育児休業等を終えた日の翌日」が同月のときは、保険料の免除を受けることができませんでした。	「育児休業等を始めた日」と「育児休業等を終えた日の翌日」が同月であっても、 <u>日数が14日以上あれば</u> 、保険料の免除を受けられるようになります。
賞与にかかる保険料の免除	育児休業等期間に月末が含まれる月に支給された賞与にかかる保険料が免除の対象でした。	<u>1カ月を超える育児休業等</u> を取得したときに限り、育児休業等期間に月末が含まれる月に支給された賞与にかかる保険料が免除の対象になります。

詳細は、下部のURLまたは二次元コードから「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。



年金だより

年金委員制度のご案内

年金委員とは、厚生労働大臣からの委嘱を受けて、政府が管掌する厚生年金保険や国民年金に関する適用・給付・保険料などについて、事業所や地域において啓発、相談、助言などの活動を行う民間協力員です。年金委員は、活動範囲によって『職域型』と『地域型』の2つに区分されており、ここでは事業所内でご活躍いただく、『職域型』年金委員をご案内します。

職域型年金委員について	
委嘱対象者	主に適用事業所における被用者年金に関する事務を担当されている方 など
活動範囲	事業所内
主な活動内容	お勤め先の社員やそのご家族を対象に、以下のような活動をお願いしています。 <ul style="list-style-type: none"> ●公的年金制度に関するポスターやリーフレットの掲示・設置・配架 ●当機構が主催する年金委員研修への参加 ●当機構主催の事業所内における制度周知イベントの開催サポート など

『職域型』年金委員を設置されていない事業所におかれましては、ぜひ管轄の年金事務所まで推薦していただきますようよろしくお願いいたします。

出張による年金相談のご案内

一部の年金事務所では、出張による年金相談（年金のお受け取りに関するご相談）を、市区町村役場・市民会館等で開催しています。

※事前予約制となっており、定員になりしだい締め切りとなりますのでご了承ください。

「年金委員制度」や「出張相談」の開催場所・日程等の詳細については、下部のURLまたは二次元コードから「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。

日本年金機構からのお知らせ 特集ページ

「日本年金機構からのお知らせ」の補足情報等を掲載しています。

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetu/kikou-oshirase.html>



ツイッター 公式アカウント @Nenkin_Kikou

公的年金に関する各種手続きやお知らせなどを随時発信しています。ぜひフォローいただきご活用ください。

日本年金機構HP <https://www.nenkin.go.jp/>

協会けんぽ 広島支部からの

2022年
7月

加入者の皆様へお知らせいたします
ますようお願いいたします

お知らせ

健康
いきほ



健康
かえで

無料

健康づくり講座のご案内

協会けんぽ広島支部では、従業員の健康づくりをサポートするため、「健康づくり講座」をご用意しています。専門知識を有した指導者が皆様の健康保持・増進をサポートします！社内研修や、レクリエーションの一環として、ぜひご利用ください。

申込方法

下記に必要事項を記入し、**FAX**または**郵送**でご提出をお願いします。

FAX番号

082-568-1130

※おかけ間違いにご注意ください

ご希望の講座を「1つ」選び、「希望欄」へ○印を入れてください。

講座名	希望欄	開催地区	実施委託機関
生活習慣病予防		西	(社)ヘルスケアマネジメント協会
		東	(株)ファーマシイ
がん予防		西	(株)メディカルフィットネスB-1
		東	(株)ファーマシイ
メンタルヘルス		西	(株)三十八花堂
		東	
禁煙		西	(社)ヘルスケアマネジメント協会
		東	(株)ファーマシイ
運動 (ヨガ・ストレッチ)		西	美容と健康(株)
		東	
運動 (肩こり・腰痛予防)		西	美容と健康(株)
		東	
運動 (ウォーキング)		西	(株)メディカルフィットネスB-1
		東	

対象

「ひろしま企業健康宣言」
エントリー事業所であること

実施方法

事業所への訪問または
オンラインによる実施

開催日時

平日9時～17時(原則)
時間:30～60分
※ご希望に添えない場合がございますので、
予めご了承ください。

開催期間

令和5年3月31日まで

※開催地区は以下の市郡で選択してください。

西

広島市、安芸高田市、江田島市、大竹市、呉市、
廿日市市、東広島市、安芸郡、山県郡、竹原市、豊田郡

東

庄原市、尾道市、福山市、府中市、
三原市、神石郡、世羅郡、三次市

住所 (実施場所)	〒 _____		
事業所名称	_____		
電話番号	() _____	FAX番号	() _____
メールアドレス	_____		参加予定人数 名 (注)5名以上で申込み可
担当者氏名	_____		保険証記号 (7桁・8桁の数字)
ご希望日時	第1希望:令和 年 月 日() 時～ 時	(注)申込日より1か月先の 日時をご記入ください	
	第2希望:令和 年 月 日() 時～ 時		
	第3希望:令和 年 月 日() 時～ 時		
実施方法 ○をつけてください	<input type="radio"/> 事業所訪問による講座	<input type="radio"/>	オンラインによる講座
健康宣言 ○をつけてください	<input type="radio"/> エントリー済	<input type="radio"/>	未エントリー

※健康宣言未エントリーの事業所様には、実施前に広島支部より「ひろしま企業健康宣言エントリーシート」を送付しますので、必ずご提出をお願いします。

生活習慣病予防健診を利用されていない事業主の皆様へ

従業員様の事業者健診結果データの提供をお願いします

協会けんぽに加入している40～74歳の被保険者様で、事業者健診※を受けられた方の健診結果の提供をお願いします。

(生活習慣病予防健診を受診された方のデータはご提供いただく必要はありません。)

※事業者健診とは、事業者が労働安全衛生法に基づいて実施する定期健康診断のことです。

健診結果	

健診結果の提供で3つのイコト！

保険料率の
引下げに
つながる

ヘルスケア
通信簿に
反映される

特定
保健指導が
無料で
受けられる

事業者健診結果を協会けんぽへ提供することで、**健診受診率に反映**されます。健診受診率が高いほど、広島支部の保険料率の引下げにつながります(インセンティブ制度)。



提供手続きは簡単2ステップ！

1 同意書を記入

2 協会けんぽに提出

同意書の提出後は、協会けんぽが健診機関と直接手続きします。

※健診機関からデータ提供が得られなかった場合は、**健診結果の写し**を提出いただく場合があります。

同意書のダウンロード・事業者健診結果提供方法の詳細は広島支部ホームページをご覧ください。

9割以上の方が郵送でお手続きをしています！

引き続き、協会けんぽの申請は**郵送**でのお手続きをお願いします。

申請書の入手・作成はホームページがオススメ！

オススメ1

申請書が**即時**
入手可能！

オススメ2

窓口来訪の
手間が省略！

オススメ3

入力サポート
機能あり！

オススメ4

記入例や記入手続きも
ご用意！

〒732-8512
全国健康保険協会
広島支部

**提出カンタン！
郵便番号と宛名
だけで届きます！**



**提出先を
お間違えなく**

協会けんぽと日本年金機構の取扱い書類は、それぞれ異なります。提出前には必ず提出先をご確認ください。
※提出先が誤りの場合、手続きが遅くなることがあります。

被扶養者資格の再確認にご協力ありがとうございました

皆様のご協力により、令和3年度は全国の協会けんぽで前期高齢者納付金**約9億円(推計)**が負担軽減される見込みです。(扶養削除人数：約7.3万人)

協会けんぽ広島支部からのお知らせ

(2022年7月号)

<発行> **全国健康保険協会 広島支部**
協会けんぽ

〒732-8512 広島市東区光町1-10-19 日本生命広島光町ビル

お問合せ
はこちら

電話番号 082-568-1011(代表)
平日のみ 8:30～17:15
※おかけ間違いにご注意ください



今月の TOPICS

申請書の様式が変更となります



令和5年1月より、協会けんぽに提出する申請書の様式が変更になります。

詳細な内容につきましては、令和4年9月以降、協会けんぽホームページ等でお知らせいたします。